#### 中間財務諸表等 (民間会計基準準拠)

#### 国際金融等勘定

1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表(民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表)は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成 17年4月1日 至平成 17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成 18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

本財務諸表は国際協力銀行法(平成 11 年法律第 35 号)第 41 条に定める国際金融 等業務にかかる財務諸表であります。

2. 中間株主資本等変動計算書の作成について

当中間会計期間(自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日)は、中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間会計期間との対比は行っておりません。

3. 監査証明について

当行は、第7期中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の国際金融等勘定中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。また、第8期中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の国際金融等勘定中間財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

4. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

国 際 協 力 銀 行 総 裁 篠 沢 恭 助 殿

## 新日本監査法人

指定社員公認会計士島尾车治院

指定社員 公認会計士 菅原、和信息原

指定社員 公認会計士 太 木 む 火 業務執行社員

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等(民間会計基準準拠)」に掲げられている国際協力銀行における国際金融等勘定の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、国際金融等勘定中間貸借対照表、国際金融等勘定中間損益計算書、国際金融等勘定中間株主資本等変動計算書及び国際金融等勘定中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行における国際金融等勘定の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

#### 中間財務諸表等

(1)中間財務諸表

国際金融等勘定中間貸借対照表

(資産の部) (金額単位:百万円)

(真匠	Eの部)										(盂額	<u> 早位:白万円)</u>
		_				期別	第7期中間会計	†期間末	第8期中間会記	†期間末	第7期5	ŧ
			_	_			貸借対照	表	貸借対照	表	要約貸借対	照表
						_	(平成17年9月	30日)	(平成18年9月	30日)	(平成18年3月	]31日)
	科	目					金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現	金	7	Į	け	金		448,285	4.57	660,055	6.78	636,786	6.46
有	ſi	T .	ı	Œ	券		212	0.00	609	0.01	400	0.00
貸		뷥	4		金	1,2,3,4,5,6,7,9	8,172,388	83.34	7,855,990	80.67	8,080,007	81.92
₹	Ø	ft	ġ.	資	産	11 , 14	333,221	3.40	205,311	2.11	205,162	2.08
動	産	7	7	動	産	12	18,966	0.19	-	-	18,901	0.19
有	形	固	定	資	産	12	-	-	18,509	0.19	-	-
無	形	占	定	資	産		-	-	2,418	0.02	-	-
債	券	繰	延	資	産		3,733	0.04	1,419	0.01	4,227	0.04
支	払	承	鰙	見	返		975,429	9.95	1,139,823	11.71	1,066,099	10.81
貸	倒	3		当	金		146,172	1.49	145,831	1.50	147,963	1.50
資	産	Ø	部	合	計		9,806,065	100.00	9,738,307	100.00	9,863,621	100.00

(負債及び純資産の部) (金額単位:百万円) 別 第7期中間会計期間末 第8期中間会計期間末 期 第7期末 貸借対照表 貸借対照表 要約貸借対照表 (平成17年9月30日) (平成18年9月30日) (平成18年3月31日) 構成比(%) 金額 構成比(%) 構成比(%) 科 目 金額 金額 債 券 10 1,777,685 18.13 2,120,441 21.77 2,043,963 20.72 借 金 用 5,215,435 53.18 4,619,984 47.44 4,906,569 49.74 そ 他 債 Ø 208,255 2.12 188,307 1.93 189,951 1.93 賞 引 金 628 0.01 601 0.01 0.01 632 退 付 引 金 10,647 0.11 10,117 0.10 10,213 0.10 11.71 支 払 鰙 9.95 1,139,823 10.81 975,429 1,066,099 負 計 8,188,081 83.50 8,079,274 82.96 8,217,430 83.31 資 本 金 985,500 10.05 985,500 9.99 国際金融等勘定資本金 985,500 985,500 利益剰余 6.45 金 632,483 660,690 6.70 国際金融等勘定準備金 709,148 709,148 76,664 48,457 中間(当期)未処理損失 資本の部合計 <u>1,646,19</u>0 1,617,983 16.50 16.69 負債及び資本の部合計 100.00 9,863,621 100.00 9,806,065 主 資 本 国際金融等勘定資本金 985,500 利 益 剰 余 金 その他利益剰余金 655.687 国際金融等勘定準備金 745,236 繰越利益剰余金 89,548 利益剰余金合計 655,687 資本合計 1,641,187 16.85 評価・換算差額等 繰延ヘッジ損益 17,845 評価·換算差額等合計 17,845 0.19 純 資 産 の 部 合 計 1,659,032 17.04 負債及び鈍資産の部合計 9,738,307 100.00

### 国際金融等勘定中間損益計算書

			-		1	(312 11% 1	
期	別	第7期中間会	計期間	第8期中間会	計期間	第7期	1
		損益計算書		損益計算書		要約損益計算書	
		(自 平成17年	4月 1日	(自 平成18年	4月1日	(自 平成17年	54月1日
	_	至 平成17年	三9月30日)	至 平成18年	9月30日)	至 平成18年	E3月31日)
科目		金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益		166,156	100.00	171,311	100.00	331,248	100.00
資 金 運 用 収 益		159,758		166,782		319,119	
(うち貸出金利息)		(158,030)		(162,851)		(312,822)	
役 務 取 引 等 収 益		4,249		3,886		8,097	
その他業務収益		2,051		512		3,840	
その他経常収益		96		129		191	
経 常 費 用		116,921	70.37	143,393	83.70	253,874	76.64
資 金 調 達 費 用		101,176		135,063		226,059	
役 務 取 引 等 費 用		762		399		3,212	
その他業務費用		645		665		1,275	
営 業 経 費	1	6,947		7,216		14,140	
その他経常費用	2	7,390		48		9,186	
経常利益		49,234	29.63	27,918	16.30	77,373	23.36
特別利益	3	2,276	1.37	3,171	1.85	2,358	0.71
特別損失		7	0.00	5	0.00	20	0.01
中間(当期)純利益		51,503	31.00	31,084	18.15	79,711	24.06
前期繰越損失		128,168		-		128,168	
中間(当期)未処理損失		76,664		-		48,457	

### 国際金融等勘定中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) (金額単位:百万円)

コーロスロギ川					/	(並設士區:口7113)		
			株主資本			評価·換	算差額等	
	資本金	利益剰余金				繰延へッジ 損益		純資産
	国際金融			益剰余金 利益剰余			評価·換算 差額等 合計	の部 合計
	等勘定 資本金	国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金	金合計				
平成18年3月31日 残高	985,500	709,148	48,457	660,690	1,646,190	-	-	1,646,190
中間会計期間中 の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 準備金繰入	-	36,087	36,087	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	36,087	36,087	36,087	-	-	36,087
中間純利益	-	-	31,084	31,084	31,084	-	-	31,084
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	17,845	17,845	17,845
中間会計期間中 の変動額合計	-	36,087	41,091	5,003	5,003	17,845	17,845	12,841
平成18年9月30日 残高	985,500	745,236	89,548	655,687	1,641,187	17,845	17,845	1,659,032

期 別 第789中間会計期間 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年9月30日) 第 10 平成17年4月 1日 至 平成18年9月30日) 第 平成18年3月31日] 第 平成18年3月31				(金額単位:百万円)
科目	期別			
古野活動によるキャッシュ・フロー 中間(当期)純利益	科目	•	•	***
中間(当期)純利益 減価償却費 433 618 955 資質引当金の増減()額 24,980 2,131 23,190 買与引当金の増減()額 33 31 37 退職給付引当金の増減()額 64 96 497 資金運用収益 159,758 166,782 319,119 資金調達費用 101,176 135,063 222,059 青価証券開連損益() 22 48 26 高替差損益() 192,559 9,855 334,982 動産不動産処分損益() 6 - 18 有形固定資産処分損益() 6 - 18 有形固定資産処分損益() 5,995 50,000 229,542 (借用金の純増減()) 143,841 286,585 452,707 預け金(現金同等物を除く)の純増()減 256,548 252,279 251,814 266,268 266,268 266,268 266,268 266,268 266,268 266,268 266,268 266,268 266,279 261,814 266,285 452,707 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,268 262,279 261,814 266,285 262,279 261,814 266,285 262,279 261,814 266,285 262,279 261,814 266,285 262,279 261,814 266,285 262,279 261,814 266,285 262,279 261,814 266,285 262,279 261,814 266,285 262,279 261,814 266,285 262,279 261,814 262,270 330,252 270,270 309,522 27	. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
貸倒引当金の増減()額   33   31   37   37   37   37   38   38   31   37   37   38   38   38   38   38   38		51,503	31,084	79,711
質与引当金の増減( )額 33 31 37 37 38 38 31 37 37 38 38 31 37 37 38 38 31 37 37 38 38 31 37 37 38 38 31 37 37 38 38 31 37 37 38 38 38 31 37 37 38 38 38 31 37 37 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38	減価償却費	433	618	955
退職給付引当金の増減()額 64 96 497 資金運用収益 159,758 166,782 319,119 資金調達費用 101,176 135,063 226,059 有価証券関連損益() 22 48 26 為替差損益() 192,559 9,855 334,982 動産不動産処分損益() 6 - 18 有形固定資産処分損益() 484,631 261,550 760,051 債券の純増減() 5,995 50,000 229,542 債用金の純増減() 5,995 50,000 229,542 債用金の純増減() 143,841 286,585 452,707 預け金(現金同等物を除く)の純増()減 256,548 252,279 251,814 資金運用による収入 156,757 170,231 332,126 資金調達による支出 96,019 130,144 227,148 その他 176,410 7,956 290,453 普難活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 124 249 309 有価証券の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 137 - 11 無形固定資産の取得による支出 117 - 1 無形固定資産の取得による支出 117 - 1 無形固定資産の取得による以入 3 - 11 有形固定資産の取得による収入 3 - 11 有形固定資産の売却による収入 1 - 1 東部防によるキャッシュ・フロー 256 494 737 財務活動によるキャッシュ・フロー 国庫解付の支払額 19,964 22,179 34,726 財務活動によるキャッシュ・フロー 19,964 22,179 34,726 財務活動によるキャッシュ・フロー 19,964 22,179 34,726 現金及び現金同等物の増減額 82,879 229,845 274,058 現金及び現金同等物の増減額 82,879 229,845 274,058 300,742 26,683	貸倒引当金の増減( )額	24,980	2,131	23,190
資金運用収益 159,758 166,782 319,119 資金調達費用 101,176 135,063 226,059 有価証券的関連損益() 22 48 26 34 34,882 36 334,882 36 57 34,882 36 57 34,882 36 57 34,882 36 57 34,882 36 57 34,882 37 34,882 38 38 34,882 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38	賞与引当金の増減( )額	33	31	37
資金調達費用 101,176 135,063 226,059 有価証券間連損益( ) 22 48 26 34 26 34 34,982 動産不動産処分損益( ) 192,559 9,855 334,982 動産不動産処分損益( ) - 4 - 18 有形固定資産処分損益( ) - 4 - 18 有形固定資産処分損益( ) 5,995 50,000 229,542 借用金の純増減( ) 5,995 50,000 229,542 借用金の純増減( ) 143,841 286,585 452,707 預月金、現金同等物を除く)の純増( )減 256,548 252,279 251,814 資金運用による収入 156,757 170,231 332,126 資金調達による支出 96,019 130,144 227,148 270 27,956 290,453 27,056 営業活動によるキャッシュ・フロー 103,199 207,270 309,522 126 対象活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 124 249 309 有価証券の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 137 - 11 無形固定資産の取得による支出 139 - 11 無形固定資産の取得による支出 139 - 11	退職給付引当金の増減( )額	64	96	497
有価証券間連損益( )	資金運用収益	159,758	166,782	319,119
為替差損益() 192,559 9,855 334,982 動産不動産処分損益() 6 - 18 有形固定資産処分損益() 4 484,631 261,550 760,051 債券の純増減() 5,995 50,000 229,542 借用金の純増減() 143,841 286,585 452,707 預け金、現金同等物を除く)の純増()減 256,548 252,279 251,814 資金運用による収入 156,757 170,231 332,126 資金調達による支出 96,019 130,144 227,148 その他 176,410 7,956 290,453 営業活動によるキャッシュ・フロー 103,199 207,270 309,522  ・投資活動によるキャッシュ・フロー 103,199 207,270 309,522  ・投資活動による支出 1 1 - 1 1 動産不動産の取得による支出 1 1 - 1 1 乗形固定資産の取得による支出 1 1 - 1 1 東形固定資産の取得による支出 1 1 - 1 1 東部・財産の売却による収入 3 - 11 有形固定資産の売却による収入 3 - 11 有形固定資産の売却による収入 3 - 11 有形固定資産の売却による収入 1 - 1 1 - 2 1 1 カ育形固定資産の売却による収入 3 - 11 有形固定資産の売却による収入 1 - 1 1 - 2 1 1 1 - 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	資金調達費用	101,176	135,063	226,059
動産不動産処分損益( ) 6 - 4 - 4 - 4 4 - 4 4 - 4 4 - 4 4 - 4 4 - 4 4 - 4 4 - 4 4 - 4 4 - 4 4 - 4	有価証券関連損益( )	22	48	26
有形固定資産処分損益( ) 接出金の純増( )減 484,631 261,550 760,051 (債券の純増減( ) 5,995 50,000 229,542 (借用金の純増減( ) 143,841 286,585 452,707 預け金(現金同等物を除く)の純増( )減 256,548 252,279 251,814 資金運用による収入 156,757 170,231 332,126 資金調達による支出 96,019 130,144 227,148 その他 176,410 7,956 290,453 290,4	為替差損益( )	192,559	9,855	334,982
貸出金の純増( )減 484,631 261,550 760,051 債券の純増減( ) 5,995 50,000 229,542 借用金の純増減( ) 143,841 286,585 452,707 預け金(現金同等物を除く)の純増( )減 256,548 252,279 251,814 資金運用による収入 156,757 170,231 332,126 資金調達による支出 96,019 130,144 227,148 その他 176,410 7,956 290,453 数第活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 124 249 309,有価証券の売却等による収入 1 - 1 動産不動産の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 - 117 - 11 無形固定資産の取得による支出 - 117 - 11 無形固定資産の取得による支出 - 117 - 11 無形固定資産の取得による支出 - 117 - 11	動産不動産処分損益( )	6	-	18
情等の純増減( ) 5,995 50,000 229,542 借用金の純増減( ) 143,841 286,585 452,707 預け金(現金同等物を除く)の純増( )減 256,548 252,279 251,814 資金運用による収入 156,757 170,231 332,126 資金調達による支出 96,019 130,144 227,148 その他 176,410 7,956 290,453 290,453 207,270 309,522 251,814 200,519 200,519	有形固定資産処分損益( )	-	4	-
借用金の純増減() 143,841 286,585 452,777 預け金(現金同等物を除く)の純増()減 256,548 252,279 251,814 資金運用による収入 156,757 170,231 332,126 資金調達による支出 96,019 130,144 227,148 その他 176,410 7,956 290,453 309,522 126 資金調達による支出 103,199 207,270 309,522 126 日本の証券の取得による支出 124 249 309 有価証券の売却等による支出 124 249 309 有価証券の配得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 - 117 - 1	貸出金の純増( )減	484,631	261,550	760,051
預け金(現金同等物を除く)の純増( )減 資金運用による収入 資金調達による支出 96,019 130,144 227,148 その他 176,410 7,956 290,453 営業活動によるキャッシュ・フロー 103,199 207,270 309,522 ・投資活動によるキャッシュ・フロー 103,199 207,270 309,522 ・投資活動によるキャッシュ・フロー 124 249 309 有価証券の取得による支出 124 249 309 有価証券の配得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 - 117 - 1 無形固定資産の取得による支出 - 117 - 1 無形固定資産の取得による支出 - 117 - 1 無形固定資産の取得による支出 - 117 - 1 無形固定資産の売却による収入 3 - 11 有形固定資産の売却による収入 3 - 11 投資活動によるキャッシュ・フロー 256 494 737 ・財務活動によるキャッシュ・フロー 256 494 737 ・財務活動によるキャッシュ・フロー 19,964 22,179 34,726 財務活動によるキャッシュ・フロー 19,964 22,179 34,726 ・現金及び現金同等物の増減額 82,979 229,945 274,058 ・現金及び現金同等物の増減額 82,979 229,945 274,058 ・現金及び現金同等物の増減額 82,979 229,945 276,058	債券の純増減( )	5,995	50,000	229,542
資金運用による収入 資金調達による支出 96,019 130,144 227,148 その他 176,410 7,956 290,453 営業活動によるキャッシュ・フロー 103,199 207,270 309,522 ・投資活動によるまやッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 124 249 309 有価証券の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 - 117 - 1 無形固定資産の取得による支出 - 117 - 1 無形固定資産の取得による支出 - 117 - 1 無形固定資産の取得による支出 - 139 - 117 - 1 無形固定資産の売却による収入 3 - 11 - 1 投資活動によるキャッシュ・フロー 256 494 737 ・財務活動によるキャッシュ・フロー 256 494 737 ・財務活動によるキャッシュ・フロー 19,964 22,179 34,726 財務活動によるキャッシュ・フロー 19,964 22,179 34,726 ・現金及び現金同等物の増減額 82,979 229,945 274,058 ・現金及び現金同等物の増減額 82,979 229,945 274,058 ・現金及び現金同等物の増減額 82,979 229,945 274,058 ・現金及び現金同等物の増減額 82,979 229,945 274,058	借用金の純増減( )	143,841	286,585	452,707
資金調達による支出 96,019 130,144 227,148 その他 176,410 7,956 290,453 290,453 309,522 207,270 309,522 207,270 309,522 207,270 309,522 207,270 309,522 207,270 309,522 207,270 309,522 207,270 2	預け金(現金同等物を除く)の純増( )減	256,548	252,279	251,814
その他 176,410 7,956 290,453 309,522   選業活動によるキャッシュ・フロー	資金運用による収入	156,757	170,231	332,126
音楽活動によるキャッシュ・フロー	資金調達による支出	96,019	130,144	227,148
投資活動によるキャッシュ・フロー   124   249   309	その他	176,410	7,956	290,453
有価証券の取得による支出 124 249 309 有価証券の売却等による収入 1 - 1 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	営業活動によるキャッシュ・フロー	103,199	207,270	309,522
有価証券の売却等による収入 1 - 1 440 動産不動産の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 - 117 - 1 無形固定資産の取得による支出 - 139 - 139 - 1 動産不動産の売却による収入 3 - 11 有形固定資産の売却による収入 - 11	. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
動産不動産の取得による支出 136 - 440 有形固定資産の取得による支出 - 117 - 139 - 139 - 139 - 139 - 139 - 140 自動産不動産の売却による収入 3 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 -	有価証券の取得による支出	124	249	309
日形固定資産の取得による支出 - 117 - 139 - 139 - 139 - 147 - 148	有価証券の売却等による収入	1	-	1
無形固定資産の取得による支出 - 139 - 11 有形固定資産の売却による収入 3 - 11 有形固定資産の売却による収入 - 11 - 1256 494 737 - 11 日本 11 日本 1256 494 737 - 11 日本 19,964 1	動産不動産の取得による支出	136	-	440
動産不動産の売却による収入 3 - 11	有形固定資産の取得による支出	-	117	-
有形固定資産の売却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー- 25611 494- 737.財務活動によるキャッシュ・フロー 国庫納付の支払額 財務活動によるキャッシュ・フロー19,964 19,96422,179 22,17934,726.現金及び現金同等物に係る換算差額 .現金及び現金同等物の増減額 .現金及び現金同等物の増減額 .現金及び現金同等物の期首残高0 82,979 229,945 229,945 229,945 226,6830 229,945 226,683 300,742	無形固定資産の取得による支出	-	139	-
投資活動によるキャッシュ・フロー256494737. 財務活動によるキャッシュ・フロー 国庫納付の支払額 財務活動によるキャッシュ・フロー19,964 19,96422,179 22,17934,726 34,726. 現金及び現金同等物に係る換算差額 . 現金及び現金同等物の増減額 . 現金及び現金同等物の増減額 . 現金及び現金同等物の期首残高0 82,979 229,945 229,945 229,045 300,7420 274,058 26,683	動産不動産の売却による収入	3	-	11
財務活動によるキャッシュ・フロー19,96422,17934,726財務活動によるキャッシュ・フロー19,96422,17934,726現金及び現金同等物に係る換算差額000現金及び現金同等物の増減額82,979229,945274,058現金及び現金同等物の期首残高26,683300,74226,683	有形固定資産の売却による収入		11	
国庫納付の支払額19,96422,17934,726財務活動によるキャッシュ・フロー19,96422,17934,726. 現金及び現金同等物に係る換算差額00. 現金及び現金同等物の増減額82,979229,945274,058. 現金及び現金同等物の期首残高26,683300,74226,683	投資活動によるキャッシュ・フロー	256	494	737
国庫納付の支払額19,96422,17934,726財務活動によるキャッシュ・フロー19,96422,17934,726. 現金及び現金同等物に係る換算差額00. 現金及び現金同等物の増減額82,979229,945274,058. 現金及び現金同等物の期首残高26,683300,74226,683	. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー       19,964       22,179       34,726         .現金及び現金同等物に係る換算差額       0       0       0         .現金及び現金同等物の増減額       82,979       229,945       274,058         .現金及び現金同等物の期首残高       26,683       300,742       26,683	国庫納付の支払額	19,964	22,179	34,726
.現金及び現金同等物の増減額       82,979       229,945       274,058         .現金及び現金同等物の期首残高       26,683       300,742       26,683	財務活動によるキャッシュ・フロー			
.現金及び現金同等物の増減額       82,979       229,945       274,058         .現金及び現金同等物の期首残高       26,683       300,742       26,683	. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0
. 現金及び現金同等物の期首残高 <u>26,683</u> <u>300,742</u> <u>26,683</u>		82,979	229,945	
		·	•	•
	. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高			

		第7期中間会計期間	第8期中間会計期間	第7期
		(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成 18 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日
		至 平成 17 年 9 月 30 日 )	至 平成 18 年 9 月 30 日 )	至 平成 18年3月31日)
1.	勘定の区	当行の勘定は、国際協力銀行法(平	同 左	同 左
	分及び会	成 11 年法律第 35 号)第 41 条により、		
	計処理の	国際金融等業務と海外経済協力業務		
	方法	のそれぞれの業務ごとに経理を区分		
	7374	し、それぞれ勘定を設けて整理する		
		こととされており、国際金融等勘定		
		と海外経済協力勘定の2つに区分経		
		理しております。区分経理において		
		は、それぞれの業務に直結する取引		
		についてはそれぞれの勘定に、共通		
		経費等については一定の配分率にて		
		それぞれの勘定に按分し、計上して		
		おります。		
2.	有価証券	有価証券のうち保有しているもの	同 左	同 左
	の評価基	は、すべて時価のない「その他有価		
	準及び評	証券」に分類され、移動平均法によ		
	価方法	る原価法により行っております。		
3.	デリバテ	デリバティブ取引の評価は、時価	同 左	同 左
	ィブ取引	法により行っております。		
	の評価基			
	準及び評			
	価方法			
4.	固定資産	(1)動産不動産	(1)有形固定資産	(1)動産不動産
	の減価償	動産不動産は、定率法(ただし、	有形固定資産は、定率法(ただし、	動産不動産は、定率法(ただし、
	却の方法	平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した	平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した	平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した
	אור (לסיום	   建物(建物附属設備を除く。)につい	   建物(建物附属設備を除く。)につい	   建物(建物附属設備を除く。)につい
		   ては定額法)を採用し、年間減価償	ては定額法)を採用し、年間減価償	-   ては定額法)を採用しております。
		-   却費見積額を期間により按分し計上	却費見積額を期間により按分し計上	なお、主な耐用年数は次のとおり
		しております。	しております。	であります。
		なお、主な耐用年数は次のとおり	なお、主な耐用年数は次のとおり	建物:38 年~50 年
		であります。	であります。	動産:2 年~20 年
1		建物:38 年~50 年	建物:38 年~50 年	
1		動産:2年~20年	動産:2 年~20 年	
1		(2)ソフトウェア	(2)無形固定資産	(2)ソフトウェア
1		自社利用のソフトウェアについて	無形固定資産の減価償却は、定額	自社利用のソフトウェアについて
1		は、行内における利用可能期間(5		は、行内における利用可能期間(5
1		年)に基づく定額法により償却して	自社利用のソフトウェアについて	年)に基づく定額法により償却して
1		おります。	は、行内における利用可能期間(5	おります。
			年)に基づいて償却しております。	
5.	繰延資産		(会計方針の変更)	債権発行差金は債権の償還期限ま
1	の処理方		債券発行差金は従来、資産として	での期間に対応し、債権発行費は商
	法		計上し、債券の償還期間にわたり均	法の規定に準じて3年間で償却して
			等償却を行っておりましたが、「金融	おります。
			商品に関する会計基準」(会計基準第	
			10 号平成 18 年 8 月 11 日)が一部改	
1			正され、改正会計基準の公表日以後	

	第7期中間会計期間	第8期中間会計期間	第7期
	(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成 18 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日
	至 平成 17 年 9 月 30 日 )	至 平成 18 年 9 月 30 日 )	至 平成 18 年 3 月 31 日 )
		   に終了する中間会計期間から適用す	
		ることになったことに伴い、当中間	
		会計期間から改正会計基準を適用	
		し、債券は償却原価法(定額法)に基	
		づいて算定された価額をもって中間	
		貸借対照表価額としております。こ	
		れにより、従来の方法に比べ「債券	
		繰延資産」中の債券発行差金は	
		2,347 百万円、「その他負債」中の前	
		受収益は207百万円、及び「債券」	
		は 2,140 百万円、それぞれ減少して	
		おります。	
		なお、平成 18年3月31日に終了	
		する事業年度の貸借対照表に計上し	
		た債券発行差金は、「繰延資産の会計	
		処理に関する当面の取扱い(企業会	
		計基準実務対応報告第 19 号平成 18	
		年8月11日)の経過措置に基づき	
		│ │ 従前の会計処理を適用し、債券の償	
		還期間にわたり均等償却を行うとと	
		もに未償却残高を債券から直接控除	
		しております。	
		債券発行費は従来、資産として計	
		上し、商法の規定に準じて3年間で	
		償却を行っておりましたが、「繰延資	
		産の会計処理に関する当面の取扱	
		い」(実務対応報告第 19 号平成 18	
		年8月11日)が公表日以後終了す	
		る中間会計期間から適用されること	
		となったことに伴い、当中間会計期	
		間から同実務対応報告を適用してお	
		ります。これにより、従来の方法に	
		けなす。これにより、促不の力法に   比べ「債券繰延資産」中の債券発行	
		費は20百万円増加し、「その他業務	
		費用」中の債券発行費償却は同額減	
		少するとともに、中間純利益は同額	
		増加しております。	
		なお、平成18年3月31日に終了	
		する事業年度の貸借対照表に計上し	
		た債券発行費は、同実務対応報告の	
		経過措置に基づき従前の会計処理を	
		適用し3年間の均等償却を行ってお	
		ります。	A Charles and the Control of the Con
6. 引当金σ		(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金
計上基準		破産、特別清算等法的に経営破綻	破産、特別清算等法的に経営破綻
	の事実が発生している債務者(以下	の事実が発生している債務者(以下	の事実が発生している債務者(以下
	「破綻先」という。)に係る債権及び	「破綻先」という。)に係る債権及び	「破綻先」という。)に係る債権及び
	それと同等の状況にある債務者(以	それと同等の状況にある債務者(以	それと同等の状況にある債務者(以
	下「実質破綻先」という。)に係る債	下「実質破綻先」という。)に係る債	下「実質破綻先」という。)に係る債
	権については、以下のなお書きに記	権については、以下のなお書きに記	権については、以下のなお書きに記

# 第7期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成17年9月30日)

第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

載されている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を控除し、 その残額を計上しております。また、 現在は経営破綻の状況にないが、今 後経営破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者に係る債権につい ては、債権額から、担保の処分可能 見込額及び保証による回収可能見込 額を控除し、その残額のうち、債務 者の支払能力を総合的に判断し必要 と認める額を計上しております。上 記以外の債権については、過去の-定期間における貸倒実績から算出し た貸倒実績率等に基づき計上してお ります。特定海外債権については、 対象国の政治経済情勢等に起因して 生ずる損失見込額を特定海外債権引 当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査し ており、その査定結果に基づいて上 記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対 する担保・保証付債権等については、 債権額から担保の評価額及び保証に よる回収が可能と認められる額を控 除した残額を取立不能見込額として 債権額から直接減額しており、その 金額は 5,297 百万円であります。

### (2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の 支払いに備えるため、従業員に対す る賞与の支給見込額のうち、当中間 会計期間に帰属する額を計上してお ります。

賞与引当金には、役員に係る引当 金が含まれております。

#### (3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職 給付に備えるため、当事業年度末に おける退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき、当中間会計期間末 において発生していると認められる 額を計上しております。また、数理 計算上の差異の損益処理方法は以下 のとおりであります。

数理計算上の差異:その発生年度

載されている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を控除し、 その残額を計上しております。また、 現在は経営破綻の状況にないが、今 後経営破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者に係る債権につい ては、債権額から、担保の処分可能 見込額及び保証による回収可能見込 額を控除し、その残額のうち、債務 者の支払能力を総合的に判断し必要 と認める額を計上しております。上 記以外の債権については、過去の-定期間における貸倒実績から算出し た貸倒実績率等に基づき計上してお ります。特定海外債権については、 対象国の政治経済情勢等に起因して 生ずる損失見込額を特定海外債権引 当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査し ており、その査定結果に基づいて上 記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対 する担保・保証付債権等については、 債権額から担保の評価額及び保証に よる回収が可能と認められる額を控 除した残額を取立不能見込額として 債権額から直接減額しており、その 金額は 5,508 百万円であります。

### (2)賞与引当金

同 左

# (3)退職給付引当金

同 左

載されている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を控除し、 その残額を計上しております。また、 現在は経営破綻の状況にないが、今 後経営破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者に係る債権につい ては、債権額から、担保の処分可能 見込額及び保証による回収可能見込 額を控除し、その残額のうち、債務 者の支払能力を総合的に判断し必要 と認める額を計上しております。上 記以外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績から算出し た貸倒実績率等に基づき計上してお ります。特定海外債権については、 対象国の政治経済情勢等に起因して 生ずる損失見込額を特定海外債権引 当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査し ており、その査定結果に基づいて上 記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対 する担保・保証付債権等については、 債権額から担保の評価額及び保証に よる回収が可能と認められる額を控 除した残額を取立不能見込額として 債権額から直接減額しており、その 金額は 5,489 百万円であります。

### (2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の 支払いに備えるため、従業員に対す る賞与の支給見込額のうち、当事業 年度に帰属する額を計上しておりま

賞与引当金には、役員に係る引当 金が含まれております。

#### (3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職 給付に備えるため、当事業年度末に おける退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき、必要額を計上して おります。また、数理計算上の差異 の損益処理方法は以下のとおりであ ります。

数理計算上の差異:その発生年度 に一括して損益処理しており

_				
		第 7 期中間会計期間	第8期中間会計期間	第7期
		(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成 18 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日
		至 平成 17 年 9 月 30 日 )	至 平成 18 年 9 月 30 日 )	至 平成 18年3月31日)
		に一括して損益処理しており		ます。
		ます。		また、退職給付引当金には、役員
		また、退職給付引当金には、役員		に係る引当金が含まれております。
		に係る引当金が含まれております。		
7.	外貨建て	外貨建資産・負債は、中間決算日	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為
	資産及び	の為替相場による円換算額を付して		替相場による円換算額を付しており
	負債の本	おります。		ます。
	邦通貨へ			
	の換算基			
-	準			
8.	リース取	リース物件の所有権が借主に移転	同 左	同 左
	引の処理	すると認められるもの以外のファイ		
	方法	ナンス・リース取引については、通		
		常の賃貸借取引に準じた会計処理に		
		よっております。		
9.	ヘッジ会	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ
	計の方法	ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法
		繰延ヘッジ処理によっておりま	繰延ヘッジ処理によっておりま	繰延ヘッジ処理によっておりま
		す。	す。	<del>す</del> 。
		ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段とヘッジ対象
		ヘッジ手段・・・金利スワップ	ヘッジ手段・・・金利スワップ	ヘッジ手段・・・金利スワップ
		ヘッジ対象・・・貸出金、債券	ヘッジ対象・・・貸出金、借用金、	ヘッジ対象・・・貸出金、債券
			債券	
		ヘッジ方針	ヘッジ方針	ヘッジ方針
		金利リスクをヘッジするため、	金利リスクをヘッジするため、	金利リスクをヘッジするため、
		対象債権・債務の範囲内でヘッジ	対象債権・債務の範囲内でヘッジ	対象債権・債務の範囲内でヘッジ
		を行っております。	を行っております。	を行っております。
		ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジの有効性評価の方法
		ヘッジ開始時から有効性判定時	ヘッジ開始時から有効性判定時	ヘッジ開始時から有効性判定時
		点までの期間において、ヘッジ対	点までの期間において、ヘッジ対象	点までの期間において、ヘッジ対象
		象の相場変動又はキャッシュフロ	の相場変動又はキャッシュフロー変	の相場変動又はキャッシュフロー変
		-変動の累計とヘッジ手段の相場	動の累計とヘッジ手段の相場変動又	動の累計とヘッジ手段の相場変動又
		変動又はキャッシュフロー変動の	はキャッシュフロー変動の累計等を	はキャッシュフロー変動の累計等を
		累計等を比較し、両者の変動額等	比較し、両者の変動額等を基礎とし	比較し、両者の変動額等を基礎とし
		を基礎として判断しております。	て判断しております。	て判断しております。
		(口)為替変動リスク・ヘッジ	(口)為替変動リスク・ヘッジ	(口)為替変動リスク・ヘッジ
		外貨建金融資産・負債から生じる	同左	同 左
		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		
		の方法は「銀行業における外貨建取		
		引等の会計処理に関する会計上及び		
		監査上の取扱い(日本公認会計士協		
		会業種別監査委員会報告第 25 号。		
		以下「業種別監査委員会報告第 25		
		号」という。)に規定する繰延ヘッジ		
		によっております。		
		ヘッジ有効性評価の方法について		
		は、外貨建金銭債権債務等の為替変		
		動リスクを減殺する目的で行う通貨		
		スワップ取引及び為替スワップ取引		
		ハファファコスしか日ハファノ州		

		第7期中間会計期間	第8期中間会計期間	第7期
		(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成 18 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日
		至 平成 17 年 9 月 30 日 )	至 平成 18 年 9 月 30 日 )	至 平成 18 年 3 月 31 日 )
		等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象で		
		ある外貨建金銭債権債務等に見合う		
		ヘッジ手段の外貨ポジション相当額		
		が存在することを確認することによ		
		りヘッジの有効性を評価しておりま		
		す。		
10.	消費税等	消費税及び地方消費税(以下、消	消費税及び地方消費税(以下、消	消費税及び地方消費税(以下、消
	の会計処	費税等という。)の会計処理は、税抜	費税等という。)の会計処理は、税抜	費税等という。)の会計処理は、税抜
	理	方式によっております。ただし動産	方式によっております。ただし有形	方式によっております。ただし動産
		不動産に係る控除対象外消費税等は	固定資産に係る控除対象外消費税等	不動産に係る控除対象外消費税等は
		当中間会計期間の費用に計上してお	は当中間会計期間の費用に計上して	当事業年度の費用に計上しておりま
		ります。	おります。	す。
11.	(中間)	中間キャッシュ・フロー計算書に	同左	キャッシュ・フロー計算書におけ
	キャッシ	おける資金の範囲は、中間貸借対照		る資金の範囲は、貸借対照表上の「現
	ュ・フロ	表上の「現金預け金」のうち現金及		金預け金」のうち現金及び日本銀行
	一計算書	び日本銀行への預け金であります。		への預け金であります。
	における			
	資金の範			
	<u> </u>			

中間財務諸表作成のための基本となる重要	とは事項の変更 アンドル・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	
第7期中間会計期間	第8期中間会計期間	第7期
(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成 18 年 4 月 1 日	(自 平成17年4月1日
至 平成 17 年 9 月 30 日)	至 平成 18 年 9 月 30 日 )	至 平成 18 年 3 月 31 日 )
(固定資産の減損に係る会計基準)		(固定資産の減損に係る会計基準)
■ 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定		   固定資産の減損に係る会計基準 (「固定
■ 資産の減損に係る会計基準の設定に関す		   資産の減損に係る会計基準の設定に関す
る意見書」(企業会計審議会平成 14 年 8 月		る意見書」(企業会計審議会平成 14 年 8 月
9日))及び「固定資産の減損に係る会計基		   9日))及び「固定資産の減損に係る会計基
準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6		準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6
号平成 15 年 10 月 31 日)を当中間会計期		号平成 15 年 10 月 31 日)を当事業年度か
間から適用しております。これによる中間		   ら適用しております。これによる当期純利
純利益への影響はありません。		益への影響はありません。
	  (貸借対照表の純資産の部の表示に関す	
	る会計基準)	
	「貸借対照表の純資産の部の表示に関す	
	る会計基準」(企業会計基準第5号平成17	
	年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の	
	部の表示に関する会計基準等の適用指針」	
	(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年	
	12月9日)を当中間会計期間から適用して	
	おります。	
	当中間会計期間末における従来の「資本	
	   の部 」に相当する金額は 1,641,187 百万円	
	なお、当中間会計期間における中間貸借 ************************************	
	   対照表の純資産の部については、中間連結	
	財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改	
	   正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及	
	┃   び銀行法施行規則により作成しておりま	
	<del>।</del> <del>す</del> 。	
	   (有限責任事業組合等に関する実務対応	
	·     報告 )	
	「有限責任事業組合及び合同会社に対す	
	る出資者の会計処理に関する実務上の取	
	扱い」(実務対応報告第 21 号平成 18 年 9	
	月8日)が公表日以後終了する中間会計期	
	間から適用されることとなったことに伴	
	い、当中間会計期間から同実務対応報告を	
	適用しております。これによる中間貸借対	
	   照表等に与える影響はありません。	
		i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

### 表示方法の変更

第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日
至 平成 17 年 9 月 30 日 )	至 平成 18 年 9 月 30 日 )
	-
	ます。

(中間貸借対照表関係)

第7期中間会計期間末(平成17年9月30日)

1.貸出金のうち、破綻先債権額は 71,339百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利 息の支払の遅延が相当期間継続して いることその他の事由により元本又 は利息の取立て又は弁済の見込がな いものとして未収利息を計上しなか った貸出金(貸倒償却を行った部分を 除く。以下「未収利息不計上貸出金」 という。) のうち、会社更正法又は金 融機関等の更正手続の特例等に関す る法律の規定による更正手続開始の 申立て、民事再生法の規定による再生 手続開始の申立て、破産法の規定によ る破産手続開始の申立て、商法の規定 による整理開始又は特別清算開始の 申立て又は手形交換所による取引停 止処分を受けた債務者に対する貸出 金であります

 2 .貸出金のうち、延滞債権額は 177,697百万円であります。

なお、延滞債権とは、未収利息不計 上貸出金であって、破綻先債権及び債 務者の経営再建又は支援を図ること を目的として利息の支払を猶予した 貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権 額は2,714百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額 は248,107百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務 者の経営再建又は支援を図ることを 目的として、金利の減免、利息の支払 猶予、債権放棄その他の債務者に有利 となる取決めを行った貸出金で、破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月 以上延滞債権額及び貸出条件緩和債 第8期中間会計期間末(平成18年9月30日)

1.貸出金のうち、破綻先債権額は
 47,333百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利 息の支払の遅延が相当期間継続して いることその他の事由により元本又 は利息の取立て又は弁済の見込がな いものとして未収利息を計上しなか った貸出金(貸倒償却を行った部分を 除く。以下「未収利息不計上貸出金」 という。) のうち、会社更正法又は金 融機関等の更正手続の特例等に関す る法律の規定による更正手続開始の 申立て、民事再生法の規定による再生 手続開始の申立て、破産法の規定によ る破産手続開始の申立て、商法の規定 による整理開始又は特別清算開始の 申立て又は手形交換所による取引停 止処分を受けた債務者に対する貸出 金であります。

2 . 貸出金のうち、延滞債権額は
 125,628百万円であります。

なお、延滞債権とは、未収利息不計 上貸出金であって、破綻先債権及び債 務者の経営再建又は支援を図ること を目的として利息の支払を猶予した 貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元 本又は利息の支払が、約定支払日の翌 日から3月以上延滞している貸出金 で、破綻先債権及び延滞債権に該当し ないものであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額 は136,419百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務 者の経営再建又は支援を図ることを 目的として、金利の減免、利息の支払 猶予、債権放棄その他の債務者に有利 となる取決めを行った貸出金で、破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月 以上延滞債権額及び貸出条件緩和債 第7期末 (平成18年3月31日)

1.貸出金のうち、破綻先債権額は
 47,333百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利 息の支払の遅延が相当期間継続して いることその他の事由により元本又 は利息の取立て又は弁済の見込がな いものとして未収利息を計上しなか った貸出金(貸倒償却を行った部分を 除く。以下「未収利息不計上貸出金」 という。) のうち、会社更正法又は金 融機関等の更正手続の特例等に関す る法律の規定による更正手続開始の 申立て、民事再生法の規定による再生 手続開始の申立て、破産法の規定によ る破産手続開始の申立て、商法の規定 による整理開始又は特別清算開始の 申立て又は手形交換所による取引停 止処分を受けた債務者に対する貸出 金であります。

2.貸出金のうち、延滞債権額は156,454百万円であります。

なお、延滞債権とは、未収利息不計 上貸出金であって、破綻先債権及び債 務者の経営再建又は支援を図ること を目的として利息の支払を猶予した 貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権 額は2,714百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額 は141,007百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務 者の経営再建又は支援を図ることを 目的として、金利の減免、利息の支払 猶予、債権放棄その他の債務者に有利 となる取決めを行った貸出金で、破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月 以上延滞債権額及び貸出条件緩和債 第7期中間会計期間末(平成17年9月30日)

権額の合計額は 499,859 百万円であ ります。

なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6.国際収支状況の悪化等により、公的 対外債務(債権者が国、貿易保険、輸 出信用機関等の公的機関である債務) の返済が一時的に困難となった債務 国に対しては、債権国会議(パリクラ ブ)の場において債務繰延べ(リスケ ジュール)が国際的に合意され、債務 国政府に対する一時的な流動性支援 (国際協調の枠組みの下での国際収 支支援)が実施されます。この一時的 な流動性支援の中で、債務国は IMF (国際通貨基金)との間で合意された 経済改革プログラムを実施し、債務返 済が継続されていくこととなります。 当行の外国政府等に対する債権のう ち、平成17年9月末時点で、パリク ラブにおいて債務繰延べ合意がなさ れている債権の繰延べ対象元本残高 は、455.152 百万円となっています。

かかる債権については、当行の公的 債権者としての特性があるものの、民 間金融機関との比較を容易にする観 点から、債務者区分が要注意先となっ ている債務国向け債権のうち、債務繰 延べ合意がなされている債権につい ては、3ヵ月以上延滞債権に該当する ものを除き、原則として貸出条件緩和 債権として分類しております。上記 4.に掲げた貸出条件緩和債権額のう ち、かかる債権額は、90,624百万円 (うち繰延べ対象元本残高は80,051 百万円)となっています。

7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地 震及びインド洋津波の被災国に関し、 その被害の復旧・復興を支援する観点 から、公的債権について被災国から要 請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム)を認めることにつ き、我が国を含む主要債権国は、債権 国会議(パリクラブ)で合意していま す。具体的には、被災国の期日どおり 第8期中間会計期間末(平成18年9月30日)

権額の合計額は 309,380 百万円であ ります。

なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6.国際収支状況の悪化等により、公的 対外債務(債権者が国、貿易保険、輸 出信用機関等の公的機関である債務) の返済が一時的に困難となった債務 国に対しては、債権国会議(パリクラ ブ)の場において債務繰延べ(リスケ ジュール)が国際的に合意され、債務 国政府に対する一時的な流動性支援 (国際協調の枠組みの下での国際収 支支援)が実施されます。この一時的 な流動性支援の中で、債務国は IMF (国際通貨基金)との間で合意された 経済改革プログラムを実施し、債務返 済が継続されていくこととなります。 当行の外国政府等に対する債権のう ち、平成18年9月末時点で、パリク ラブにおいて債務繰延べ合意がなさ れている債権の繰延べ対象元本残高 は、355.033 百万円となっています。

かかる債権については、当行の公的 債権者としての特性があるものの、民 間金融機関との比較を容易にする観 点から、債務者区分が要注意先となっ ている債務国向け債権のうち、債務繰 延べ合意がなされている債権につい ては、3ヵ月以上延滞債権に該当する ものを除き、原則として貸出条件緩和 債権として分類しております。上記 4.に掲げた貸出条件緩和債権額のう ち、かかる債権額は、21,544百万円 (うち繰延べ対象元本残高は12,956 百万円)となっています。

7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地 震及びインド洋津波の被災国に関し、 その被害の復旧・復興を支援する観点 から、公的債権について被災国から要 請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム)を認めることにつ き、我が国を含む主要債権国は、債権 国会議(パリクラブ)で合意していま す。具体的には、被災国の期日どおり 第7期末

(平成18年3月31日)

権額の合計額は 347,510 百万円であ ります。

なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6.国際収支状況の悪化等により、公的 対外債務(債権者が国、貿易保険、輸 出信用機関等の公的機関である債務) の返済が一時的に困難となった債務 国に対しては、債権国会議(パリクラ ブ)の場において債務繰延べ(リスケ ジュール)が国際的に合意され、債務 国政府に対する一時的な流動性支援 (国際協調の枠組みの下での国際収 支支援)が実施されます。この一時的 な流動性支援の中で、債務国は IMF (国際通貨基金)との間で合意された 経済改革プログラムを実施し、債務返 済が継続されていくこととなります。 当行の外国政府等に対する債権のう ち、平成17年度末時点で、パリクラ ブにおいて債務繰延べ合意がなされ ている債権の繰延べ対象元本残高は、 417.943 百万円となっています。

かかる債権については、当行の公的 債権者としての特性があるものの、民 間金融機関との比較を容易にする観 点から、債務者区分が要注意先となっ ている債務国向け債権のうち、債務繰 延べ合意がなされている債権につい ては、3ヵ月以上延滞債権に該当する ものを除き、原則として貸出条件緩和 債権として分類しております。上記 4.に掲げた貸出条件緩和債権額のう ち、かかる債権額は、20,470百万円 (うち繰延べ対象元本残高は 10,890 百万円)となっています。

7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地 震及びインド洋津波の被災国に関し、 その被害の復旧・復興を支援する観点 から、公的債権について被災国から要 請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム)を認めることにつ き、我が国を含む主要債権国は、債権 国会議(パリクラブ)で合意していま す。具体的には、被災国の期日どおり 第7期中間会計期間末(平成17年9月30日)

の債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成17年9月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、9,381百万円となっております。

本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。

- 8.担保に供している資産はありません。
- 9 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,066,480百万円であります。
- 10.下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。

第8期中間会計期間末(平成18年9月30日)

の債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成18年9月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、9,413百万円となっております。

本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。

- 8. 同 左
- 9 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,457,406百万円であります。
- 10.下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。

第7期末

(平成18年3月31日)

の債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成18年3月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、9,410百万円となっております。

本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。

- 8. 同 左
- 9 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,388,562百万円であります。
- 10.下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。

第7期中間会計期間末	:
(平成17年9月30日	)

### 第8期中間会計期間末 (平成18年9月30日)

### 第7期末 (平成18年3月31日)

銘柄	譲渡金額(百万円)
第5回国際協力銀	50,000
行債券	
第7回国際協力銀	60,000
行債券	
第9回国際協力銀	50,000
行債券	

- 銘柄 譲渡金額(百万円) 第5回国際協力銀 50.000 行債券 第7回国際協力銀 60,000 行債券 第9回国際協力銀 50.000 行債券 第 11 回国際協力 50,000 銀行債券 11.
- 銘柄 譲渡金額(百万円) 第5回国際協力銀 50.000 行債券 第7回国際協力銀 60.000 行債券 第9回国際協力銀 50.000 行債券 第 11 回国際協力 50,000 銀行債券

- 11.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額 は、純額で繰延ヘッジ利益として「そ の他負債」に含めて計上しておりま す。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損 失の総額は 10,377 百万円、繰延ヘッ ジ利益の総額は 105,602 百万円であ ります。
- 12. 有形固定資産の減価償却累計額 14,673 百万円

- 12. 動産不動産の減価償却累計額 14,264 百万円
- 13. 同 左
- 13. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第44条によ り、国際金融等勘定については準備金 を積み立てております。
- 14. 概算国庫納付について

# 14. 概算国庫納付について

当行は国際協力銀行法第 44 条によ り国際金融等勘定の利益金の一部を 国庫に納付していますが、当中間会計 期間中に概算にて国庫に納付した金 額については、中間貸借対照表上にお いてその他資産として 5.984 百万円 を資産計上しております。

当行は国際協力銀行法第 44 条によ リ国際金融等勘定の利益金の一部を 国庫に納付していますが、当中間会計 期間中に概算にて国庫に納付した金 額については、中間貸借対照表上にお いてその他資産として 5.130 百万円 を資産計上しております。

- 11.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額 は、純額で繰延ヘッジ損失として「そ の他資産」に含めて計上しておりま す。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損 失の総額は 44,734 百万円、繰延ヘッ ジ利益の総額は 40,822 百万円であり
- 12. 動産不動産の減価償却累計額 14,446 百万円
- 13. 同 左

#### 14. 概算国庫納付について

当行は国際協力銀行法第 44 条によ り国際金融等勘定の利益金の一部を 国庫に納付していますが、当年度中に 概算にて国庫に納付した金額につい ては、貸借対照表上においてその他資 産として 19.892 百万円を資産計上し ております。

### (中間損益計算書関係)

第7期中間会計期間	第8期中間会計期間	第7期
(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成 18 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 9 月 30 日 )	至 平成 18年9月30日)	至 平成 18 年 3 月 31 日 )
1 .減価償却実施額は下記のとおりであ	1 .減価償却実施額は下記のとおりであ	1 .減価償却実施額は下記のとおりであ
ります。	ります。	ります。
建物・動産 343 百万円	建物・動産 321 百万円	建物・動産 692 百万円
その他 90 百万円	その他 296 百万円	その他 262 百万円
2 .その他経常費用には、貸倒引当金繰	2. ———	2 .その他経常費用には、貸倒引当金繰
入額 7,368 百万円を含んでおります。		入額 9,158 百万円を含んでおります。
3 . ———	3 . 特別利益には、貸倒引当金戻入益	3
	2,131 百万円を含んでおります。	

# (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第7期中間会計期間	第8期中間会計期間	第7期
(自 平成17年4月1日	(自 平成 18 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 9 月 30 日 )	至 平成 18 年 9 月 30 日 )	至 平成 18 年 3 月 31 日 )
現金及び現金同等物の中間期末残高と	現金及び現金同等物の中間期末残高と	現金及び現金同等物の期末残高と貸借
中間貸借対照表に掲記されている科目の	中間貸借対照表に掲記されている科目の	対照表に掲記されている科目の金額との
金額との関係	金額との関係	関係
平成 17 年 9 月 30 日現在	平成 18 年 9 月 30 日現在	平成 18 年 3 月 31 日現在
現金預け金勘定 448,285 百万円	現金預け金勘定 660,055 百万円	現金預け金勘定 636,786 百万円
当座預け金	当座預け金	当座預け金
(日銀を除く)・	(日銀を除く)・	(日銀を除く)・
普通預け金・	普通預け金・	普通預け金・
定期性預け金 338,623 百万円	定期性預け金 589,258 百万円	定期性預け金 336,044 百万円
現金及び現金同等物 <u>109,662 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>70,797 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>300,742 百万円</u>

第7期中間会計期間

(自 平成17年4月1日

至 平成17年9月30日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナン ス・リース取引
  - ・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額、減損損失累計額 相当額及び中間会計期間末残高相 当額

#### 取得価額相当額

動産390 百万円その他313 百万円合計704 百万円

#### 減価償却累計額相当額

動産146 百万円その他125 百万円合計272 百万円

#### 中間会計期間末残高相当額

動産243 百万円その他188 百万円合計432 百万円

・未経過リース料中間会計期間末残高 相当額

1 年内166 百万円1 年超272 百万円合計439 百万円

・当中間会計期間の支払リース料、リ ース資産減損勘定の取崩額、減価償 却費相当額及び支払利息相当額及 び減損損失

 支払リース料
 87 百万円

 減価償却費相当額
 84 百万円

 支払利息相当額
 5 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。 第8期中間会計期間

(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額、減損損失累計額 相当額及び中間会計期間末残高相 当額

#### 取得価額相当額

動産381 百万円その他313 百万円合計695 百万円

#### 減価償却累計額相当額

動産241 百万円その他188 百万円合計430 百万円

#### 中間会計期間末残高相当額

動産139 百万円その他125 百万円合計265 百万円

・未経過リース料中間会計期間末残高 相当額

1 年内168 百万円1 年超104 百万円合計272 百万円

・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失

 支払リース料
 86 百万円

 減価償却費相当額
 82 百万円

 支払利息相当額
 3 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。 第7期

(自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
  - ・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額、減損損失累計額 相当額及び期末残高相当額

#### 取得価額相当額

動産387 百万円その他313 百万円合計701 百万円

#### 減価償却累計額相当額

動産196 百万円その他156 百万円合計352 百万円

#### 期末残高相当額

動産191 百万円その他156 百万円合計348 百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1 年内167 百万円1 年超188 百万円合計356 百万円

・当期の支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相当 額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料175 百万円減価償却費相当額167 百万円支払利息相当額9 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。

第7期中間会計期間	第8期中間会計期間	第7期	
(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成 18 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日	
至 平成 17 年 9 月 30 日 )	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)	
2 . オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引	
・未経過リース料	・未経過リース料	・未経過リース料	
1 年内 10 百万円	1年内 1百万円	1 年内 4 百万円	
<u>1 年超 1 百万円</u>	<u>1 年超 0 百万円</u>	<u>1 年超 1 百万円</u>	
合計 12 百万円	合計 1百万円	合計 5 百万円	
(減損損失について)	(減損損失について)	(減損損失について)	
リース資産に配分された減損損失は	リース資産に配分された減損損失は	リース資産に配分された減損損失は	
ありません。	ありません。 ありません。		

#### (有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

#### 前中間会計期間末

- 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの (平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成17年9月30日現在)

	(金額単位:百万円)
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	212
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	147
その他の非上場外国証券	52

#### 当中間会計期間末

- 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成18年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの (平成18年9月30日現在) 該当ありません。
- 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成18年9月30日現在)

	(金額単位:百万円)
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	461,409
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	250
その他の非上場外国証券	346
その他	460,800

#### 前事業年度末

- 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成18年3月31日現在) 該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの (平成18年3月31日現在) 該当ありません。
- 3.時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成18年3月31日現在)

	<u>(金額単位:百万円)</u>
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	134,200
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	250
その他の非上場外国証券	136
その他	133,800

### (金銭の信託関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在) 該当ありません。

当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在) 該当ありません。

前事業年度末 (平成18年3月31日現在) 該当ありません。

### (その他有価証券評価差額金)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在) 該当ありません。

当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在) 該当ありません。

前事業年度末 (平成18年3月31日現在) 該当ありません。

#### (デリバティブ取引関係)

#### 前中間会計期間末

(1)金利関連取引(平成17年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	•	•
400101	金利オプション	-	ı	-
	金利先渡契約	-	1	-
店頭	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	1	-
	合 計	-		-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - (2)通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	1	ı	-
	通貨スワップ	-	-	-
店頭	為替予約	-	-	-
	その他	-	ı	-
	合 計	-	ı	-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に 付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から 除いております。
  - (3)株式関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
  - (4)債券関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
  - (5)商品関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
  - (6)クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。

### 当中間会計期間末

(1)金利関連取引(平成18年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

				( <u></u>
区分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	1	-
401111	金利オプション	-	-	-
	金利先渡契約	-	-	-
店 頭	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-		-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - (2)通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	1	ı	-
	通貨スワップ		1	-
店頭	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	•	-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に 付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から 除いております。
  - (3)株式関連取引(平成18年9月30日現在) 該当ありません。
  - (4)債券関連取引(平成18年9月30日現在) 該当ありません。
  - (5)商品関連取引(平成18年9月30日現在) 該当ありません。
  - (6)クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在) 該当ありません。

#### 前事業年度末

(1)金利関連取引(平成18年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

				( <u> </u>
区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	•	-
店頭	金利先渡契約金利スワップその他	-	-	
	合 計	-	-	-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - (2)通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	1	ı	-
	通貨スワップ	-	1	-
店 頭	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	•	-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に 付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除い ております。
  - (3)株式関連取引(平成18年3月31日現在) 該当ありません。
  - (4)債券関連取引(平成18年3月31日現在) 該当ありません。
  - (5)商品関連取引(平成18年3月31日現在) 該当ありません。
  - (6)クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在) 該当ありません。

### (重要な後発事象)

該当ありません。

# <u>(2) その他</u>

該当事項なし。